



目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
公告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	1
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (3件) (都市計画課)	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	2
正誤	
◎正誤 (平22・7・27付け 規則)	3

告 示

高知県告示第557号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	栄 誠 喜
〃 〃	福 島 慶 勝
〃 〃	平 島 喜一郎

(2) 加入区の名称

竜ヶ迫加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年9月28日から同年10月12日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合竜ヶ迫支所

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成22年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		

理事 森安 邦彦 安芸市川北甲816

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

平成22年11月12日 (金) 午前10時から2時間

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階南会議室

2 試験の方法及び科目

次の科目について筆記試験を行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

3 受験資格

資格は、問わない。

4 提出書類

- (1) 受験願書1通
- (2) 写真 (手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 1枚
- 5 受験手数料
8,000円 (高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)
- 6 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間
平成22年10月14日 (木) から同月29日 (金) までの県の執務時間内 (郵送による場合は、平成22年10月29日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 提出先
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県土木部用地対策課

7 合格者の発表

- (1) 平成22年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。
- (2) 合格者本人には、合格証を送付する。

8 受験願書の請求

高知県土木部用地対策課に請求すること。

なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、あて先を明記して80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

9 その他

詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年6月11日 22高都計第129号	南国市廿枝字土居ケ内249番1の一部	南国市廿枝177番地2 中澤 和英

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年8月12日 22高西土第523号	土佐市出間字古橋2893番1	土佐市蓮池517番地3 有限会社池一菜果園 代表取締役 池 洋一

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年8月17日 22高須土第538号	(第1工区) 須崎市神田字下切 2500番8ほか	香川県高松市円座 町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中 山 芳彦

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年9月28日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第7号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「異常死体の検視及び」を「検視及び死体の」に改める。

第38条第3号ア中「刑事調査官」を「検視官」に改める。

第55条第1項中「刑事調査官」を「検視官」に改め、同条第4項中「刑事調査官」を「検視官」に、「異常死体の検視及び検証」を「検視及び死体の見分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・7・27	号外32	◎規則	6	右 (9～12)	第18条第12項第2号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、 <u>同号イ中「必要と」を「必要があると」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「必要と」を「必要があると」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加え、同項を同条第13項とする。</u>	第18条第12項第2号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、 <u>イをウとし、同号ア中「必要と」を「必要があると」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加え、同項を同条第13項とする。</u>
			7	中 (25)	<u>同条例第37条</u> において準用する場合を含む。	<u>同条第37条</u> において準用する場合を含む。
			10	左 (6～9)	第21条中「第15条第1項第1号に規定する知事が」を「第22条第1項第1号の規則で」に改め、同条第1号中「海面」を「 <u>海域</u> 」に改め、 <u>同号キ中「傾斜亘長」を「傾斜^ニ亘長」に、「終点の」を「終点との」に改め、同条第2号中「海面の」を「海域の」に改め、同条を第19条とする。</u>	第21条中「第15条第1項第1号に規定する知事が」を「第22条第1項第1号の規則で」に改め、同条第1号中「海面」を「 <u>海域</u> 」に改め、同条第2号中「海面の」を「海域の」に改め、同条を第19条とする。